

地域脱炭素化促進事業における 特例の検討

令和5年12月1日

環境保全課

議題1 説明内容

- 1 熊本県環境影響評価条例の概要
- 2 地球温暖化対策の推進に関する法律の概要
- 3 審議事項 「地域脱炭素化促進事業における特例の検討」

議題1 説明内容

- 1 熊本県環境影響評価条例の概要
- 2 地球温暖化対策の推進に関する法律の概要
- 3 審議事項 「地域脱炭素化促進事業における特例の検討」

環境アセスメントとは

環境アセスメント (= 環境影響評価 = アセス) の概要

- 開発事業による周辺環境への影響を調査、予測、評価する
- 環境保全措置を検討し、その措置を講じた場合の環境影響を評価する



環境アセスメントの特徴

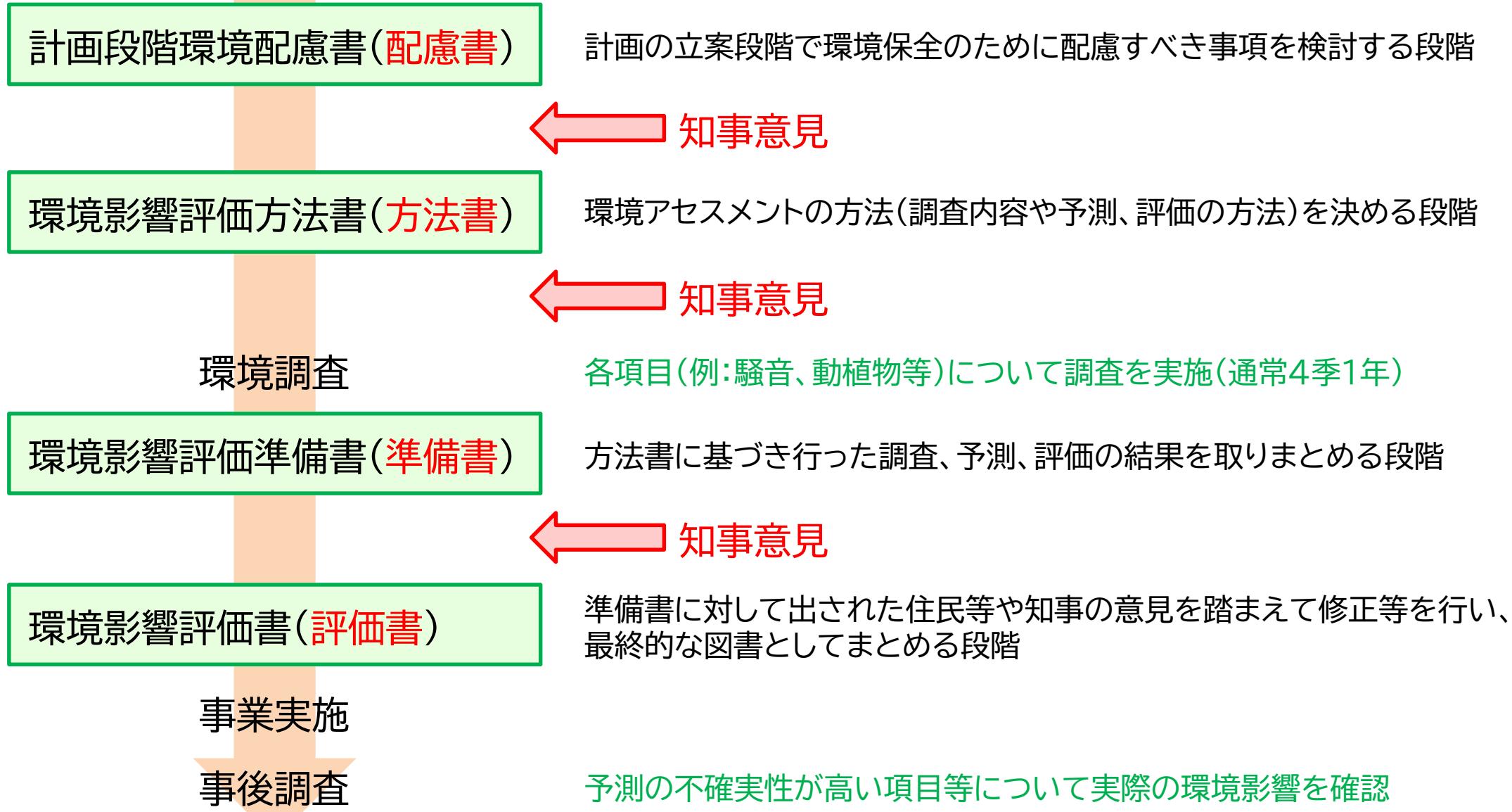
- 事業者が主体となって行う（許認可の制度ではない）
- 各段階で様々な意見を取り入れることができる
 - ・ 知事意見や審査会（専門家）、市町村等の他、住民意見を求める手続きや住民説明会を開催
- 手続き全体で3年半～4年の期間が必要

対象事業の例

		事業規模	
		環境影響評価法	熊本県環境影響評価条例
		第1種事業	第2種事業
国道	4車線以上 長さ10km以上	4車線以上 長さ7.5km以上	4車線以上 長さ5km以上
ダム	湛水面積 100ha以上	湛水面積 75ha以上	貯水面積 50ha以上
太陽光 発電所	出力 4万kW以上	出力 3万kW以上	面積 20ha以上
風力 発電所	出力 5万kW以上	出力 3.75万kW以上	出力 5,000kW以上

※環境影響評価条例では風力発電所について特例規定(対象事業から除く規定)がある。

環境アセスメントの手続の流れ



配慮書手続について

- 重大な環境影響を回避・低減するため、事業計画を検討する早い段階で行う。
- 位置・規模や配置・構造の複数案を設定し、それぞれの環境影響等の比較検討を行う。
- 基本的には現地の調査を行わず、既存の文献資料等により調査、予測、評価を行う。

複数案のイメージ

点事業の位置、規模の検討段階

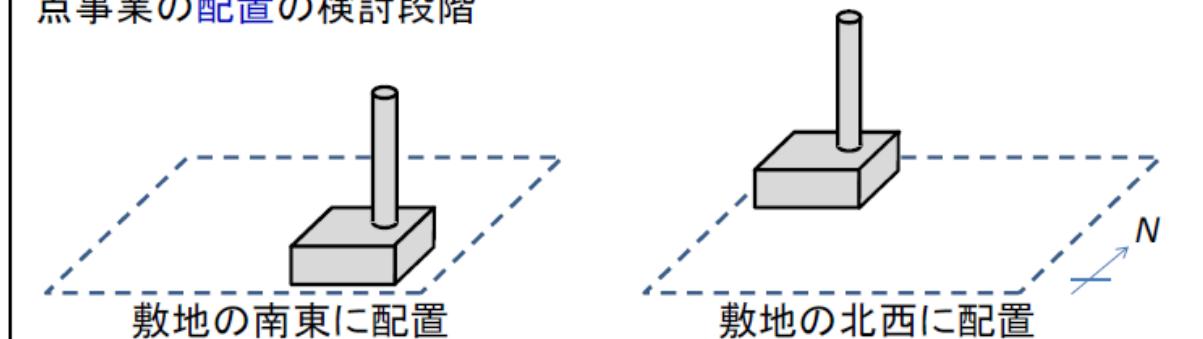


位 置

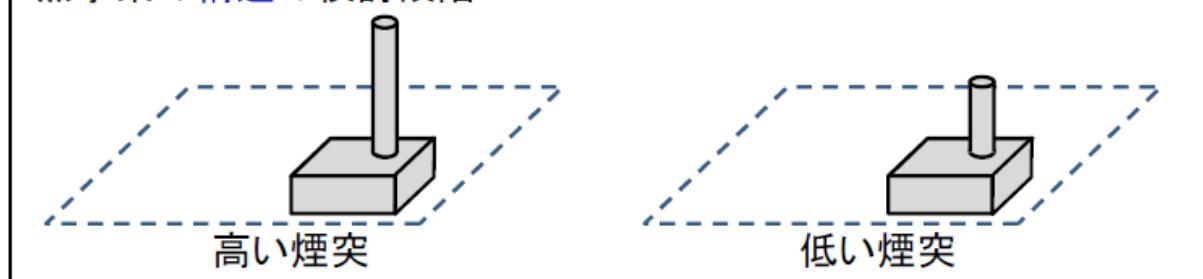
A案:○万kW
B案:△ 万kW
C案:□ 万kW

規 模

点事業の配置の検討段階



点事業の構造の検討段階



議題1 説明内容

- 1 熊本県環境影響評価条例の概要
- 2 地球温暖化対策の推進に関する法律の概要
- 3 審議事項 「地域脱炭素化促進事業における特例の検討」

温対法の概要

温対法とは

地球温暖化対策の推進に関する法律

- 地球温暖化を防止することの重要性に鑑み、国、地方公共団体、事業者、国民による地球温暖化対策の在り方を定める。
- 国は「地球温暖化対策計画」を定め、その計画に即した「政府実行計画」を定める。
- 都道府県及び市町村は「地球温暖化対策計画」に即した「地方公共団体実行計画」を定める。

温対法の改正の概要

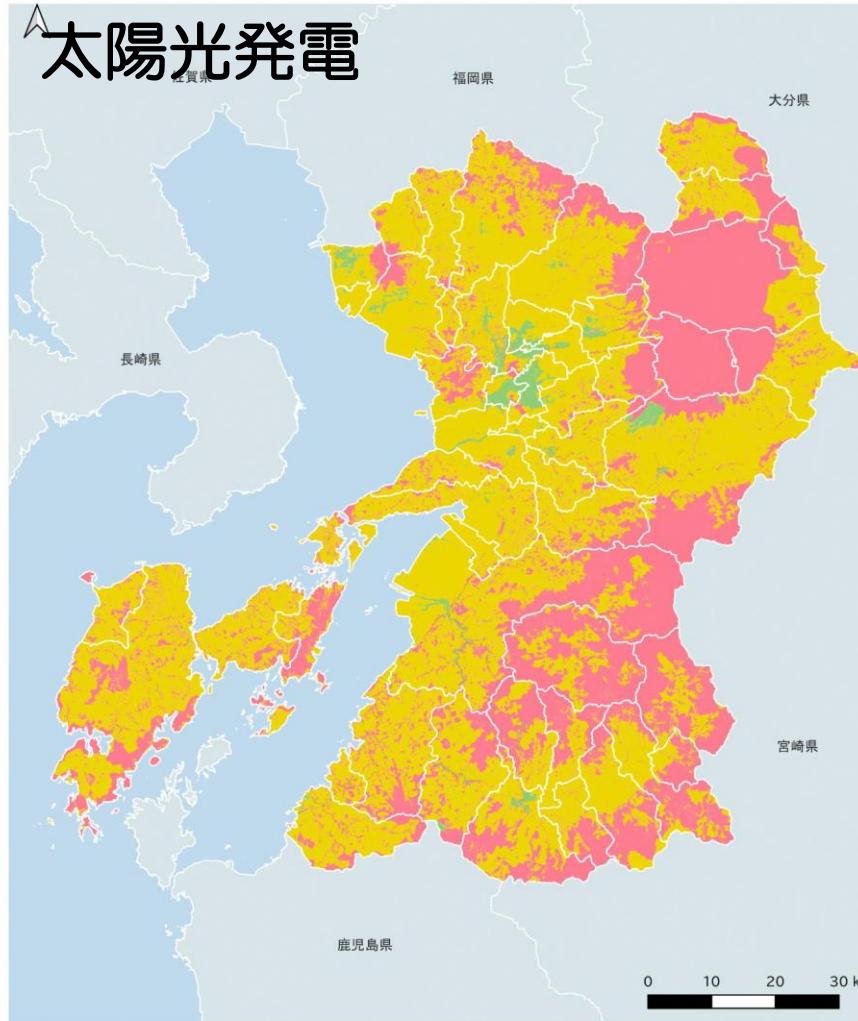
R4.4.1施行

- 市町村の定める「地方公共団体実行計画」の中に国・県の基準に基づき、再エネ導入のための「促進区域」を定める。
- 市町村は促進区域内で行われる「地域脱炭素化促進事業」について認定する。
(=認定地域脱炭素化促進事業)
- 認定地域脱炭素化促進事業では、環境影響評価法の配慮書手続の省略等の特例がある。

促進区域の設定等のイメージ

実施主体				
環境保全に係る基準の設定	国 (環境省令)	その他のエリア	市町村が考慮すべき区域・事項	除外すべき区域
県基準の設定 (R5.9公表済)	県	その他のエリア	市町村が考慮すべき区域・事項	除外すべき区域
促進区域等の設定	市町村	<地方公共団体実行計画> 促進区域・地域の 環境保全のための取組		
地域脱炭素化促進事業計画の策定	事業者	地域脱炭素化 促進事業計画	<ul style="list-style-type: none">環境影響評価法の配慮書手続省略その他手続のワンストップ化	
地域脱炭素化促進事業の認定	市町村	計画の認定		

促進区域の設定に関する県基準の区域図



【保全エリア】

促進区域に含めることが適切でないと判断する区域
=除外すべき区域

【調整エリア】

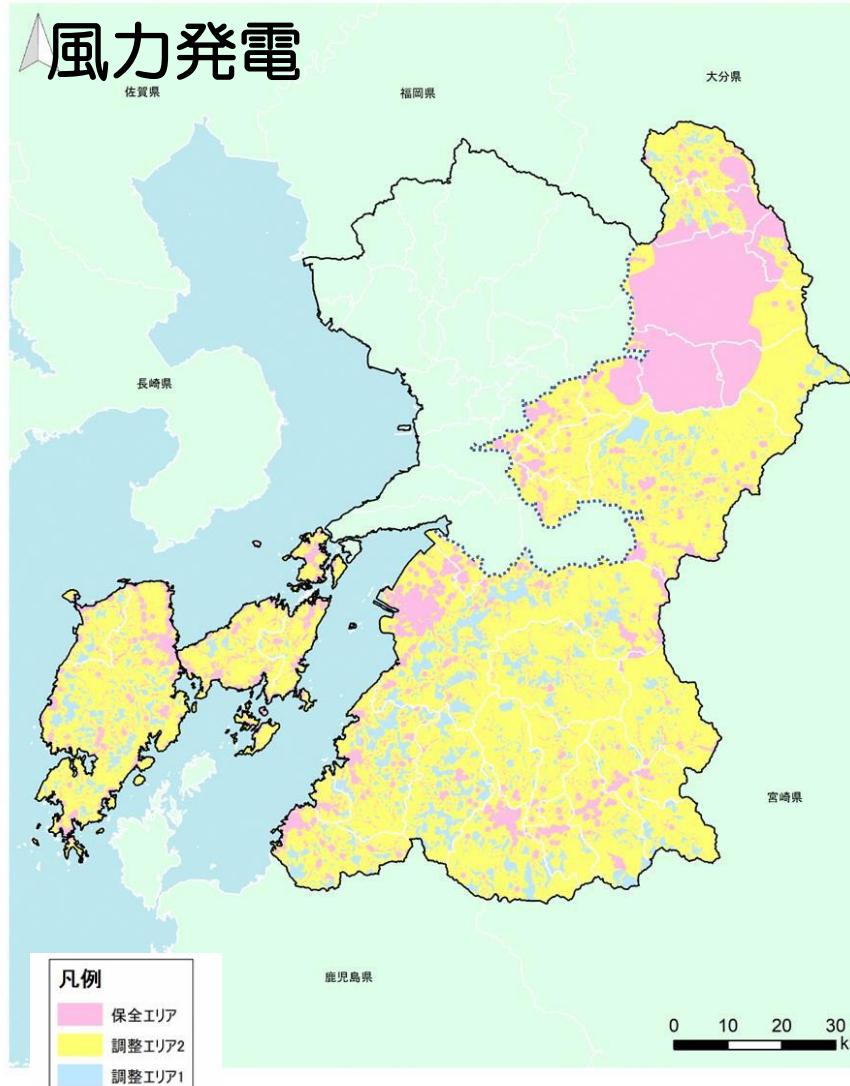
促進区域の設定に当たって考慮を要する区域
=考慮すべき区域

【保全・調整以外エリア】

保全エリア、調整エリアに該当しない区域であり、
環境・社会面から太陽光の導入を促進しやすいエリア

拡大図は、参考資料②をご参照ください。

促進区域の設定に関する県基準の区域図



【保全エリア】

促進区域に含めることが適切でないと判断する区域
= **除外すべき区域**

【調整エリア2】

促進区域の設定に当たって特に考慮を要する区域
= **特に考慮すべき区域**

【調整エリア1】

促進区域の設定に当たって考慮を要する区域
= **考慮すべき区域**

拡大図は、参考資料②をご参照ください。

地域脱炭素化促進事業

施設の整備

再エネ発電施設

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス

再エネ熱供給施設

太陽熱、地中熱 等

地域の環境保全のための取組

例：学校や病院等が近隣に存在するため、反射光が差さないよう太陽光パネルの向きを調整する。

住居等が近隣に存在するため、設備の配置を工夫する。

重要な眺望点からできるだけ見えないよう植栽を施す。

地域の脱炭素化のための取組

例：水素製造・貯蔵施設の整備

EV充電施設の整備

環境教育プログラムの提供

地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

例：災害時の地域の非常用電源として活用

地元の雇用創出

地元の事業者などの参画



事業者は上記を含む事業計画を市町村へ提出

認定地域脱炭素化促進事業の特例

事業計画を市町村が認定する → 「認定地域脱炭素化促進事業」

【温対法第22条の11】

「認定地域脱炭素化促進事業」について、
環境影響評価法の配慮書手続を適用しない。

= 配慮書を省略し、
方法書から手続を
開始する特例措置

※その他、温泉法、森林法、農地法等の許認可、登録の特例もあり。

議題1 説明内容

- 1 熊本県環境影響評価条例の概要
- 2 地球温暖化対策の推進に関する法律の概要
- 3 審議事項 「地域脱炭素化促進事業における特例の検討」

県条例における現状の手続

- 県条例では全ての対象事業について配慮書手続が必要。 条例第4条の2
- 環境影響評価法で配慮書手続を実施しなかった場合、県条例に基づき配慮書手続が必要。
条例第41条第1項

認定地域脱炭素化促進事業で配慮書手続を省略



県条例に基づく
配慮書手続を実施

→ 現状の手続は、温対法の改正内容が適用されない状況

→ 県条例への特例措置の導入について検討が必要

温対法改正を受けた県の対応（審議事項①）

【法の規定と同様の改正】

(事務局案)

促進区域※1内で行う認定地域脱炭素化促進事業※2について
配慮書手続を適用しない。

※1 県基準に基づき市町村が促進区域を定めた場合に限る。

※2 促進区域に関する県基準が定められていない(現時点で定める予定なし)

「水力発電所」「地熱発電所」「バイオマス発電所」についても適用する。

ただし、県基準を定め、かつ、市町村がその県基準に基づき促進区域を定めた場合に限る。

配慮書手続省略可能と考えられる理由（1）

太陽電池発電所の場合 技術指針参考項目※1 (土地又は工作物の存在及び供用)			配慮書における 選定例 例1※2	例2	環境配慮事項※3 (温対法施行規則)
大気環境	騒音	騒音			○
水環境	水象	流量、流速等			
	水質	水の濁り	○		○
土壤他	地形及び地質	重要な地形及び地質			○
	地盤	土地の安定性			○
	その他	反射光		○	○
生態系	動物	重要な種等	○	○	○
	植物	重要な種等	○	○	○
	生態系	特徴的な生態系	○	○	○
景観	主要な眺望点等		○	○	○
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人触れの場				○
廃棄物等	廃棄物				
文化財	文化財				※5
(参考項目以外の項目)	※4				

※1 技術指針の項目は環境影響評価の項目を示しているため、配慮書段階では選定されないものがある。

※2 例1は「その他の造成事業」として配慮書手続を実施した。

※3 都道府県基準を定めるうえで考慮すべき事項

※4 「地下水の水位・流向等」を選定

※5 「社会的配慮」として考慮する

配慮書手続省略可能と考えられる理由（2）

風力発電所の場合 技術指針参考項目※1 (土地又は工作物の存在及び供用)		配慮書における選定例			環境配慮事項※3 (温対法施行規則)
		例1	例2	例3※2	
大気環境	騒音	○	○		○
	低周波音	※4	※4		
水環境	水象	流量、流速等			
土壤他	地形及び地質	重要な地形及び地質			○
	地盤	土地の安定性	○	○	○
	その他	風車の影	○	○	○
生態系	動物	重要な種等	○	○	※5
	植物	重要な種等	○	○	○
	生態系	特徴的な生態系	○	○	○
景観	主要な眺望点等	○	○	○	○
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人触れの場	○	○	○	○
文化財	文化財				※6

※1 技術指針の項目は環境影響評価の項目を示しているため、配慮書段階では選定されないものがある。

※2 既設風力発電機の建て替え事業

※3 都道府県基準を定めるうえで考慮すべき事項

※4 「騒音及び超低周波音」として選定

※5 「飛翔性動物」(鳥類・コウモリ類)のみ選定

※6 「社会的配慮」として考慮する

配慮書手続省略可能と考えられる理由（3）

- （1）、（2）で示したとおり、配慮書手続で配慮する事項として選定されるべき項目（計画段階配慮事項）は、温対法施行規則の「環境配慮事項」に含まれている。



- 促進区域に含めるかどうかを検討する際に配慮書で検討する項目についても検討が行われている。
- 促進区域内の事業は配慮書手続を省略しても問題ないと考えられる。

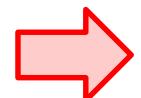
※ 方法書以降の手続は行われるため、
環境影響の調査、予測、評価は実施される。

本県の現状を踏まえた課題（審議事項②）

風力発電所の設置に関する既存の特例規定

現行規則

- 周囲1kmの範囲内に学校、病院、診療所、住宅、寄宿舎、下宿その他静穏を必要とする建築物が存在しないこと。
- 事業実施区域内に、自然公園、自然環境保全地域、特別緑地保全地区、生息地等保護区、鳥獣保護区、ラムサール条約登録湿地、歴史的風土保存区域等が存在しないこと。
- 事業実施区域内に、国、県指定の史跡、名勝、天然記念物(動植物を除く)、重要文化的景観が存在しないこと。
- 事業特性及び地域特性に応じて環境保全措置をとることが確実であると見込まれるものであると知事が認めること。



上記全てに該当する場合、環境影響評価の対象事業から除外(=全ての手続を不要とする)

本県の現状を踏まえた課題（審議事項②）

- 現状では、県条例の特例規定の対象となる事業(対象事業から除かれる事業)が地元の同意に基づく促進区域内の事業(認定地域脱炭素化促進事業)でないにも関わらず、それ以上の手続の省略が可能となる。

 促進区域内の事業(認定地域脱炭素化促進事業)の取扱いとの整合を図る必要がある。

【事務局案】 県条例の特例規定を廃止する。